

1. 件名

特定半導体の安定供給体制の構築・維持に必要な関東地域のサプライチェーンの強靱化に関する調査

2. 目的

デジタル社会を支える高性能な半導体の生産拠点について国内立地を促進し確実な供給体制を構築するために、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号、以下「5G促進法」という。）に基づいて、先端半導体の生産施設の整備・生産を支援する計画認定制度が創設された。国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」という。）は、5G促進法の規定に基づき、基金を造成して同法の認定を受けた認定事業者に対して助成金の交付を行い、また、認定事業者に対して貸付けを行う金融機関への利子補給金の支給の業務を行う。

半導体の製造は1,000工程以上にも及ぶため、サプライチェーンは非常に長大であり、多くの半導体製造装置・部素材メーカー及びそこに紐づく装置部品・原料メーカー等で構成されている。そのため認定事業者が拠点を構える地域だけでサプライチェーンが完結することではなく、日本全体で強力なサプライチェーンを構築していくことが、先端半導体の国内安定供給を実現する上で不可欠である。

そこで、本調査では、特定半導体生産施設整備等の促進に向けて、特定半導体の安定供給体制の構築・維持に必要なサプライチェーンの強靱化について、関東地域を対象に課題、方策等の調査を行う。実際、関東地域に立地する半導体関連企業は、これまで5G促進法に基づく認定を受けた各地域の特定半導体生産施設整備等を行う事業者とも取引実績をもつなど深く関係しており、関東地域の半導体関連企業のサプライチェーン強靱化のための調査・取組を進めることが、特定半導体の国内安定供給体制の構築・維持に繋がる。なお、調査の際はデスクトップ調査だけでなく、実際に産業界等の意見を取り入れる機会を設け、より現場の実情を踏まえた課題提起をすることに留意する。

3. 内容及び実施方法

（1）サプライチェーン強靱化に関する調査

経済安全保障上必要とされる特定半導体の安定供給体制の構築・維持に向け、サプライチェーン強靱化における問題点・課題の洗い出しを行った上で、地方の特性を考慮し、シリコンウエハ等の特定半導体に使用される部材から実装・パッケージ・検査に使われる部材等のサプライチェーンの強靱化のために必要な調査を行う。

I. 調査項目

本調査では、企業の基本概要（住所、売上、事業概要等）の調査及びサプライチェーン強靱化を進める上での課題等の洗い出しを行う。具体的な調査項目については、NEDOと協議の上、決定する。

II. 調査対象

調査対象は、広域関東圏（東京、千葉、埼玉、神奈川、茨城、栃木、群馬、新潟、長野、山梨、静岡）に本社、工場・製造事業所、研究所・技術センター等が立地する半導体関連企業とする。

II. 調査手法

本調査は、以下の手法で実施する。

① 対象企業に対してアンケート調査を実施

※回答数が芳しくない場合、必要に応じてリマインドコール等の対策も実施

※アンケート調査にて、企業交流会への参加意欲がある企業を参加候補企業としてとりまとめる

② 回答があった企業を対象に、ヒアリング調査（リモート）を実施

③ アンケート・ヒアリング調査結果とりまとめ

④ 企業立地マップ・製造工程分布図作成

(2) 企業交流会の開催

地域企業間の交流促進・サプライチェーン強靱化に関する課題整理等を行うため、地域のサプライチェーンを支える企業を集めた交流会を開催する。

I. 実施対象・対象数

対象企業は、広域関東圏に本社、工場・製造事業所、研究所・技術センター等が立地する半導体関連企業とする。交流会は事業期間中に1回程度開催する。参加人数は20～30名程度を想定。

II. 開催手法

「(1) サプライチェーン強靱化に関する調査」のアンケートにより参加者候補企業となった企業を中心に、交流会を開催する。会場については、都内の会議室又はさいたま新都心合同庁舎内会議室を活用する。交流会の詳細な実施内容等については、NEDOと協議の上決定する。

4. 調査の進め方

(1) 本調査の実施においては、NEDOと協議の上進める。

(2) 本調査結果、企業立地マップ・製造工程分布図は最終報告書としてとりまとめる。

5. 調査期間

NEDOが指定する日から2026年3月23日まで

6. 報告書

提出期限：事業終了時には調査報告書を所定の期日までに提出。

提出方法：NEDOプロジェクトマネジメントシステムによる提出。

記載内容：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って、作成の上、提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

7. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

8. その他

実施事項の内容や進め方、及び本仕様書に定めなき事項等については、NEDOと実施事業者が協議の上で決定するものとする。